

# 地方税統一QRコードの活用に係る検討会 取りまとめ

令和6年3月

# 地方税統一QRコード(eL-QR)の対応状況

## (1) 地方団体の対応状況

※令和6年1月1日時点

- 令和6年1月時点のeL-QR対応団体は、1,779団体(99.5%、47都道府県+1,732市区町村)。当該団体は基本4税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割)については、いずれも対応。
- 未対応の9団体中、2団体は令和6年度中に対応予定。残り7団体は税務システム標準化の取組等に併せて、令和7～8年度中に対応予定。
- eL-QR対応団体においては、基本4税目以外の税目(不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)等についても、令和6年度以降順次対応予定。

【参考】4税目以外の令和6年度対応状況(地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査(令和5年10月)に基づく集計)

不動産取得税 44団体(93.6%)、個人事業税 44団体(93.6%)、個人住民税(普通徴収) 1,301団体(74.7%)、国民健康保険税 1,072団体(71.4%)  
(R5:不動産取得税 33団体(70.2%)、個人事業税 33団体(70.2%)、個人住民税(普通徴収) 988団体(56.7%)、国民健康保険税 767団体(51.8%))

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(2022年12月21日デジタル臨時行政調査会)

令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税(固定資産税、自動車税等)に加えて、その他の地方税(確定税額通知分)の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字することとしている。

## (2) 金融機関の対応状況

※いずれも令和5年12月1日時点の機関数であり、組織再編等にて機関数が増減する可能性あり。

- 令和5年12月時点で対応可能な金融機関は 373機関。内訳は、都市銀行・地方銀行等(105機関)、ゆうちょ銀行、信用金庫(254機関)、労働金庫(13機関)。
- 令和5年度未対応の金融機関の今後の対応予定は、以下の通り。
  - 信用組合は143機関中112機関において令和6年4月から対応開始予定。
  - JA系統金融機関(568機関)は令和7年7月末までを目途に対応開始予定。
  - JF系統金融機関(84機関)は令和8年までを目途に対応開始予定。

## (3) その他

- スマートフォン決済アプリ: 令和5年12月時点で、23のアプリが対応。(令和5年4月時点から2アプリ増)

## 【参考】eL-QRに係るこれまでの通知・事務連絡等

【「地方税統一QRコード(eL-QR)の活用について(依頼)」令和5年10月10日電子化推進室事務連絡】 ※同旨「令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」令和6年1月18日総務省自治税務局事務連絡

必須の4税以外にも、確定税額通知分へのeL-QRの印字に、既に多くの地方団体で対応いただいているところ、未対応の地方団体におかれては、令和6年度からの対応に向けて、準備を進めるようお願いいたします。

また、「確定税額通知分」として、賦課税目の随時課税分、督促分等に限らず、申告税目の督促分等も対応をお願いいたします。

【「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」令和5年4月1日総務大臣通知】 ※同旨「令和5年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」令和5年1月19日総務省自治税務局事務連絡

また、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(2022年12月21日デジタル臨時行政調査会)において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税(固定資産税、自動車税等)に加えて、その他の地方税(確定税額通知分)の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されたことを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則当該QRコードの印字を行っていただきたいこと。

【「地方税統一QRコードを活用した地方税の納付の円滑な導入に向けて(依頼)」令和4年10月25日電子化推進室事務連絡】

令和4年度税制改正により、令和5年4月から全税目が地方税共通納税システムの対象とされることとなりましたので、納税者の利便性向上のほか、金融機関・地方団体双方の業務効率化に繋がることから、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には可能な限り当該QRコードを印字いただきますようお願いいたします。

【「地方税統一QRコードの活用について(通知)」令和3年6月30日電子化推進室長通知】

地方税におけるQRコード規格に係る検討会(事務局:総務省及び全国銀行協会)の取りまとめを公表しました。同取りまとめにおいては、地方税統一QRコードの格納項目や生成条件等の規格が定められているほか、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の当初課税分については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和5年度から全地方団体において、納付書に地方税統一QRコードを印刷することなどを盛り込んでいるところです。

## 取りまとめについて

- 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（以下、QR活用検討会）第1～3回までの検討の成果として、中間取りまとめを行った（令和4年1月）。
- 中間取りまとめ以降も、QR活用検討会においては、令和5年4月からの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等の検討・情報共有を行い（第4～10回）、また、活用開始後も留意が必要な事項の整理を行ったことから（第11回）、今後の参考とするため、一覽性の確保として、取りまとめを行う。

### 項目

- (1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（中間取りまとめ ※地方税共同機構と各金融機関との取決め事項を踏まえ一部修正）
- (2) 「支払期限」経過後の取扱い（中間取りまとめ ※第10回で一部修正）
- (3) 一括伝送データの送信期限等（中間取りまとめ）
- (4) QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法（中間取りまとめ）
- (5) 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について（中間取りまとめ ※第11回の整理を踏まえ一部修正）
- (6) 地方税統一QRコード付き納付書による金融機関窓口納付時の証券の取扱い（第5回）
- (7) 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて（第8回）
- (8) 追加税目等のeL-QR付き納付書の読取りテストについて（第11回）

※ 今後の運用においても参照することが想定される項目を抜粋・集約している。（本取りまとめにおいて、新たな留意事項等を定めているものではない。ただし、時点更新により表現に一部修正を加えている項目もある。）

※ 各項目に関する意見や回答等は、別添「地方税統一QRコードの活用に係る検討会への意見・回答 取りまとめ」に記載しているので、参照されたい。

## (1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)

令和4年1月「地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ」(地方税共同機構と各金融機関との取決め事項を踏まえ一部修正)

- 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。
- 両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いは、次のとおり。
  - ・ eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。
  - ・ 金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報(※1)を7年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
    - ※1 納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。
  - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後5営業日間(地方団体における消込が行われるまでの間)(※2)は、納入済通知書(※3)本体又はイメージデータの保管が必要(※4)。
    - ※2 MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
    - ※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。
    - ※4 金融機関窓口に着付られた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合にまで、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を求めるものではない。

○ コンビニ収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各コンビニ事業者(収納代行業者を含む。)との取決め事項となる。現在、コンビニ事業者に対し、納入済通知書(紙)を5年間程度保存することを求めている地方団体が多い。

○ コンビニ収納においても、金融機関窓口収納と同様に、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会及び検査(※)に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられる。

※ 私人委託制度において、地方団体は「受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない」とされている。

- ・ コンビニ収納においては、POSレジで読み取った情報を元に、消込みに必要な情報が電子的に送付されることから、コンビニ事業者から地方団体への納入済通知書の回付は不要(従前どおり)。
- ・ コンビニ事業者は、地方団体からの照会及び検査に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
- ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、コンビニ事業者は、地方団体からの照会に備え、数月間程度(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要。

※ コンビニのレジにおいては収納事務以外の多様な業務が行われていること等を踏まえ、数月程度の保管は必要と考えられる。

## (2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方)

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納付やスマホ納付において、「支払期限」後は、収納を受け付けない(納付エラーとなる)。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。
  - ・ 金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
  - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は原則、地方税共同機構を通じて、金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、P. 4(「(1)QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)」)により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力する。
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。

＜地方税共通納税システムにおける納付情報の連携＞

- 一括伝送方式導入前の地方税共通納税システム(MPNの情報リンク方式、ダイレクト方式及びオンライン方式を活用)においては、納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され、その翌営業日に地方団体に連携されている。上記方式については、一括伝送方式導入後も継続。

＜地方税統一QRコード活用(MPNの一括伝送方式を活用)時の納付情報の連携＞

- MPNの仕様書において、一括伝送データの送信期限については、次のとおり規定されている。

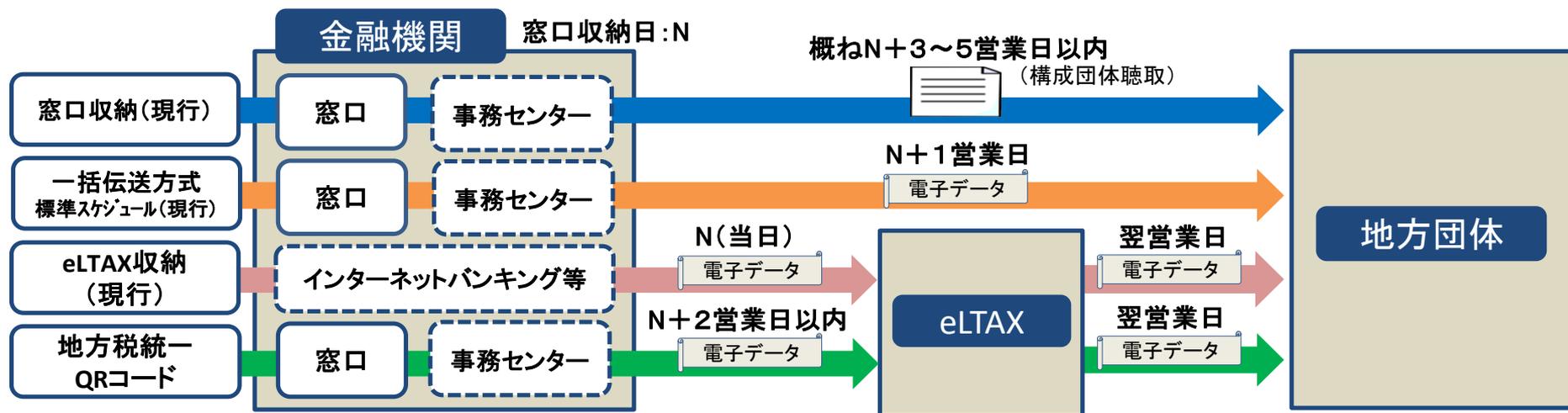
- ・ 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データは、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごとに送信することを標準スケジュールとする。
- ・ ただし、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日についてあらかじめ収納機関と取り決める。

- 地方団体においては、納付が確認された案件について、督促状の発行停止、納税証明書の発行等を行っており、納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。
- 一方、金融機関においては、事務センター等でQRコードの読取りを行う場合、納付書を事務センター等へ郵送することから、納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。
- 上記を踏まえ、地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限については、次ページのとおりとする。

### (3) 一括伝送データの送信期限等(考え方)②

- 金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとする。ただし、金融機関におかれては、納税者の利便性向上の観点から、MPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努める。
- 営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、可能な限り速やかに送信する(地方団体への連絡は原則不要)。
  - ※ 上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではない。地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、金融機関は、極力速やかに一括伝送データの送信を行うこと。
  - ※ 大規模災害発生時など、大量かつ大幅な遅延が発生する場合には、地方税共同機構から地方団体に連絡することとする(災害の態様に応じ、「●●地方における収納分/●●銀行の収納分に遅延が発生しています」等)。
- なお、地方団体に対しては、従前の取扱いと同様、金融機関が一括伝送データをeLTAXに送信した日の翌営業日に納付情報ファイルにて納付情報が連携される。

#### <金融機関収納情報の到達期日>



## (4) QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(考え方)

- 収納受付金融機関において、QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合には、次のとおり取り扱う。

＜当該金融機関が、当該地方税に係る地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関である場合＞

- ・ 地方税共同機構から収納事務の一部を受託している金融機関としてではなく、当該地方団体の指定金融機関等として受け付けたものとして、従来方法及びルートにより、納付情報の伝達及び収納金の入金を行う。

※指定金融機関等であっても、下記取扱いとすることを妨げるものではない。

＜上記以外の場合＞

- ・ 次のいずれかにより対応する。
  - ① 収納受付金融機関において、納付書の券面情報(団体番号(地方公共団体コード)、税目・料金(納付区分)、案件特定キー、確認番号、払込金額)に基づき一括伝送データを作成・送信する。
  - ② ①により難しい場合は、事案が生じた際に都度、収納受付金融機関と地方団体との協議により対応方法を決定する。

(対応例) 収納受付金融機関から地方団体に連絡の上、地方団体から当該金融機関に対し、次のいずれかを行う。

- ・ 83桁情報を電子メールにて送信
- ・ 地方税統一QRコードの画像データを電子メールにて送信

※ 指定金融機関、収納代理金融機関等以外の金融機関における収納であることから、地方税共同機構を経由して徴収金及び納付情報を地方団体へ伝送することが必要。

※ 納期限まで日数がある場合など、納税者に不利益が生じることのない場合に、当該収納受付金融機関から当該地方団体の指定金融機関へ「取次ぎ」を行うことも考えられる(なお、「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、従来方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなる。)

# (5) 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について(考え方)

令和4年1月「地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ」(第11回の整理を踏まえ一部修正)

- 金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコード(eL-QR)の確実な読取りの観点から、金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面にはeL-QR以外のQRコードを印字しないこととする。
- 納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にもeL-QR以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が③領収証書部分に内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。
- なお、納税者への周知・広報や金融機関の円滑な収納事務の観点から、③領収証書部分の管理用QRコードや地方税以外の納付書QRコードとeL-QRとの券面上の区別は重要であるため、eL-QRを印字する納付書には、「eL」(eLマーク)と「eL-QR」(文字)の印字を基本とする。 ※その際、印字位置等については、各帳票基準等を遵守すること。

①

eL-QR

②

eL-QR

③

eL-QR

eL-QR以外のQRコードの印字不可

原則、eL-QR以外のQRコードを印字しない

- 地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した収納において、金融機関は指定金融機関(特定の地方団体の納付書のみ取り扱うもの)ではなく、**特定金融機関(eL-QR対応の全地方団体の納付書を取り扱うもの)として納付を受け付けるため、金融機関窓口で取扱いの判断が困難な納付書の存在が確認されている。**
  - ・ 中間取りまとめの整理と異なり、**eL-QR以外のQRコードを済通表面に印字している事例。**
  - ・ **「eLマーク」等がない事例。**(「eLマーク」なしeL-QR/「eLマーク」なし非eL-QRの判別が困難。)
  - ・ **本税以外に督促料等の複数の金額を記載している場合、それらの合計金額の記載が納付書にないこと**で、eL-QRを読み取って表示される金額と券面上の金額が一見して一致しない事例。
- これらを踏まえて、納付書の印字については、以下の取扱いを基本とする。

## ☑eL-QR以外のQRコードの印字・eLマークの印字について

- eL-QR対応納付書(納入済通知書片)においては、中間取りまとめの通り、原則、eL-QR以外のQRコードを印字しないこととし、その上で地方税以外の公金の納付書にもeL-QR以外のQRコードが存在している実態等も踏まえて、eL-QRであることが分かるように「eLマーク」と「eL-QR」(文字)の印字を行うことで、改善につながるものとする。
  - ⇒ 「eLマーク」がeL-QR対応納付書に統一的に付されていれば、納税者がスマホ納付等を行う際の混乱防止や、納税者への周知・広報における効果的な活用に資するところ、さらなる利用拡大も期待できる。

## ☑納付書記載の税額とeL-QR格納金額について

- 本税以外に督促料等の複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額も記載するとともに、同合計金額とeL-QR格納金額は一致させることで、円滑な収納事務に資するものとする。
  - ⇒ 金融機関窓口では、基本的に納付書券面上の記載のみで判断が必要になることから、収納誤りによる追徴や還付等を防ぎ、円滑な収納事務の実現のためにも、地方団体においては上記取扱いにご協力いただきたい。

## (6) 地方税統一QRコード付き納付書による金融機関窓口納付時の証券の取扱い

### <対応方針>

- 地方自治法第231条の2において、「普通地方公共団体の歳入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合においては、…証券をもつて納付することができる」と規定されているが、特定徴収金の収納を行う特定金融機関等は、地方自治法第235条の規定により指定された金融機関として収納を行うものではないことから、eLTAX経由の収納については同条の適用はない。
  - 地方税のキャッシュレス納付を推進する中、eLTAX経由の収納において新たに証券による納付を受け付けることや、それを可能とする法改正を行うことについて積極的な理由もないことから、今後もeLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わないこととする。
- ※ なお、例えば納税者が金融機関窓口で「当店券」(当該納付を受け付ける支店が支払場所となっている証券)を現金化した上で、当該現金をもってeLTAX経由での収納(地方税統一QRコードを活用した収納)を受け付けることは、差し支えないものとする。

## (7) 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて①

- 自動車税種別割・軽自動車税種別割(以下、「種別割」)の納付書は、都道府県・市区町村がそれぞれに4連綴りの仕様で作成し、その一番右片は、種別割の納税証明書として、車検の際に活用されている(通称「車検用納税証明書」)。

※ 自動車税・軽自動車税ともJNKS(自動車税等納付確認システム)・軽JNKSの仕組みがあるため、基本的には車検時の納税証明書の提出は不要。

しかし、種別割の納付からJNKS等に反映されるまでに数日を要するため、車検期日直前に種別割が未納である者は、金融機関窓口等において種別割を納付し、その場で即時交付される「車検用納税証明書」を今でも車検に活用している実態がある。

〔例：・納期限(5月末)直前に納付し、6月頭に車検を通す場合〕  
・納期限後10月1日に納付し、10月2日に車検を通す場合〕

- 車検用納税証明書は、金融機関等が領収印を押印することで効力を有する取扱いとなっているが、どのような場合に押印するかは、各団体と指定金融機関等との間で取り決められている。特に、延滞金が発生する場合には、その確認事務や徴収事務を当該指定金融機関等に負わせているかどうかも含め、様々な取扱いがなされているところ。
- 一方、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととしており(令和3年6月QR規格検討会取りまとめ)、令和5年4月以降、金融機関窓口では、原則、本税のみが収納されることとなる。
- そのため、地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書について、金融機関窓口納付に係る押印のルールや、納付のタイミングに応じた証明書の効力など、取扱いを整理する必要がある。

## (7) 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて②

○ 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書については、以下の取扱いを基本とする。

○ 地方団体は、車検用納税証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る「取扱期限」を明記する。  
(具体的な「取扱期限」は、各地方団体で設定。なお、地方団体の判断により、設定しないことも妨げない。)

例①

この証明書は、 右の領収年月日が <b>令和N年N月N日</b> までのもの に限り 使用できます。	領収日付印
---	-------

例②

備考 次の場合は使用できません。 1 …のもの 2 右の領収年月日が、令和 <b>N年N月N日</b> を過ぎたもの	領収日付印
---	-------

➤ 「取扱期限」については、納税者及び運輸支局等において確認がしやすいよう、領収日付印欄の近くに印字するとともに、フォントの強調やサイズの拡大、下線を施す等、工夫することが望ましい。

○ 金融機関は、納期限の前後にかかわらず、当該納付書に記載されている額を収納のうえ、車検用納税証明書に領収日付印を押印する。

※ なお、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととされている。(令和3年6月「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」)

○ 運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体が定める取扱期限の範囲内であるかを納税確認の際に参考とする。

➤ 車検用納税証明書に、領収日付印に係る「取扱期限」の記載がない場合は、領収日付印が押印されていれば、納税確認の際に参考とする。

※ 上記は、車検用納税証明書が提示される場合の取扱いであり、運輸支局等においては、原則、JNKS又は軽JNKSにより納税確認を行うものである。

# (8) 追加税目等のeL-QR付き納付書の読取りテストについて

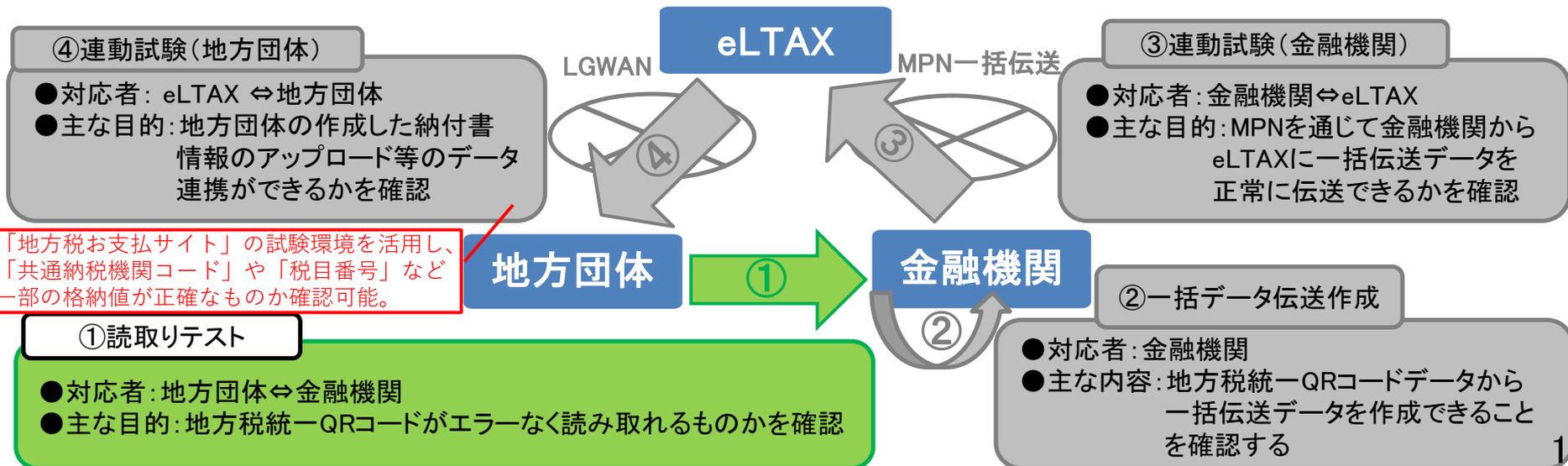
## 【追加税目の納付書の金融機関との読取りテスト】

- 追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し、読取りテストを実施することを基本とする。なお、既にテスト済みの税目であっても、システム更改等により、版下や生成条件に大きく変更がある場合などにおいては、品質担保のために読取りテストを実施することが望ましい。
- 券面上の印字品質（印字位置や濃度等）の確認だけでなく、CD等の格納項目の値が適切かどうかという確認も重要であるため、本番環境（※）に近い条件で生成した納付書を用いてテストすることで、設定誤りによる読取りエラーの発生を未然に防いでいただきたい。  
※ テスト先金融機関と調整した上で、設定値がダミー値（ALL9等）のものを自庁印刷等で数枚生成するのではなく、定期賦課と同様に納付書ごとに格納値に差異があるものを一定数まとめて生成する環境を想定。

## 【毎年度の納付書におけるeL-QR格納値の確認】

- 下記図①～④の各試験はeL-QR活用の導入当初に実施するもの（上記の通り、①読取りテストは追加税目対応時等も実施する想定）だが、毎年度の納付書発布前におけるeL-QR格納値のチェック作業として、④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効と考える。  
※ ただし、「地方税お支払サイト」の試験環境だけですべての格納値の正誤を確認できるものではないので、基幹ベンダーとも調整の上、格納値は適切に設定・確認を徹底することにご留意いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和4年8月第6回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（抜粋・加工）



- 読み取りテストは、準備が整った地方団体・金融機関間で個別に協議を行い実施するものであるが、制度の安定的な開始の観点から、地方税統一QRコードがエラーなく読み取れることを確認するために最低限必要と考えられるテストの手順や確認の観点について、一例を示す。

### 【参考例①】

1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談。
  2. 金融機関は必要枚数、送付先等を提示、地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付。なお、地方団体側において、読取テスト用の地方税統一QRコードのデータについて、以下のようにするのが望ましいと考える。
    - ・ データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する。
    - ・ CD(チェックディジット:83桁中)及びCRC(JPQR)もMPN・JPQRの仕様に則り実際に計算したものを設定する。
  3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認する。
  4. 金融機関は、地方団体に受領した納付書に印字されたQRコードの読取り可否結果を報告する。
  5. 地方団体は金融機関から読み取り可否結果を受領・確認する。
- 上記は、制度の安定的な開始の観点から最低限必要な確認と考えられるものの一例であることから、手順や確認項目の追加を、各地方団体と金融機関の間で調整することは妨げない。以下、追加の確認項目として考えられる内容の一例を示す。

### 【参考例②(システム上金融機関が対応可能な場合)】

1. ~2. 同上
  3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読取可能か確認するとともに、抽出されたデータ項目の情報(83桁情報)や、CD(チェックディジット:83桁中)およびCRC(JPQR)がMPN・JPQRの仕様に則り正しく計算できているか確認する。
  4. 金融機関は、地方団体に抽出結果やCDの計算結果等を報告する。
  5. 地方団体は金融機関から抽出結果の提供を受け、生成時のデータと突合し、その結果(成否)を金融機関に伝達する。
- ※ 生成時のデータは納付書送付時等に合わせて提供しておき、金融機関から突合結果報告してもらう流れとするとも考えられる。